

(様式2)

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	会計課	整理番号	2-1
処分の種類	長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	長野県収入証紙条例第17条			
処分の概要	長野県収入証紙の売りさばきを行うことのできる者の指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	長野県収入証紙条例第17条 知事は、売りさばき人が証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。			
基準の制定根拠	長野県収入証紙条例第17条			